

7 建災防教発第 273 号  
令和 7 年 5 月 26 日

一般社団法人 日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会  
会長様

建設業労働災害防止協会  
専務理事  
(公印省略)

### 建設業における化学物質管理者講習の開催について（周知のお願い）

当協会の事業運営につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設工事において取り扱う多くの材料は、化学物質を含有しています。このため化学物質を含有している材料を誤って取り扱うと、爆発、火災などの危険性、皮膚に触れることによる薬傷、吸入による健康障害など、生命に危険を及ぼすおそれがあります。

労働安全衛生法においては、安全データシート（S D S）の交付対象の化学物質について、リスクアセスメントの実施が義務付けられており、令和 4 年には関係法令が改正され、事業者自ら実施したリスクアセスメントの結果に基づき、必要な措置を講じる自律的管理を基本とする化学物質管理の考え方へ大きく変わりました。

この改正の一つとして、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者に対して、化学物質管理者の選任が義務付けられました（別添 1）。

建設業においては、別添 2 のとおり多くの作業において化学物質含有材料を使用しており、化学物質管理者の管理の下、適切に化学物質含有材料を取り扱うことが求められていることから、当協会では建設作業の特徴を踏まえた標題の講習を別添 3 のとおり都道府県支部において開催することといたしました。

つきましては、建設事業場における化学物質管理者の選任にあたり、本講習を御活用いただきたく、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、貴団体機関紙への掲載など会員様への周知について特段の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます（参考：別添 4）。

#### 記

##### 1 添付資料

別添 1 労働安全衛生規則の一部改正（新旧対照表）

別添 2 業種区分別の主な化学物質含有材料例

別添 3 案内リーフレット（10部同封）

別添 4 掲載用データ（A4白黒1ページ）

別添 3 の案内リーフレット又は別添 4 の掲載用データについて、御連絡いただきましたら、改めてお送りいたします。

##### 2 各支部での開催日程

当協会のホームページを御参照ください。



##### 3 連絡、問合せ先

建設業労働災害防止協会 教育推進部 企画課

電話 03-3456-0618（直通）

担当 松島 matsushima\_reiko@kensaibou.or.jp

森 m-mori@kensaihoukanagawa.com

## 労働安全衛生規則の一部改正(化学物質管理者関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 安全衛生管理体制</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p>第三節の二 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者 (第十二条の五・第十二条の六)</p> <p>第四節～第八節 (略)</p> <p>第二章の二～第十章 (略)</p> <p>第二編～第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>第三節の二 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者</p> <p>(化学物質管理者が管理する事項等)</p> <p>第十二条の五 事業者は、法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査(主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るもの)を除く。以下「リスクアセスメント」という。)をしなければならない。令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物(以下「リスクアセスメント対象物」という。)を製造し、又は取り扱う事業者に、化学物質管理者を兼任し、その者に当該事業場における次に掲げる物及び法第五十七条の二第一項の規定による表示(表示する事項及び標章に該する事項)に該する事項等に係るものに限る。)、同条第二項の規定による文書及び法第五十七条の二第一項の規定による通知(通知する事項に該するものに限る。)、(以下この条において「表示等」という。)並びに第七号に掲げる事項(表示等に係るものに限る。)以下この条において「教育管理」という。)を、当該事業場以外の事業場(以下この条において「他の事業場」という。)において行っていける場合においては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。</p> <p>法第五十七条第一項の規定による表示、同条第一項の規定による文書及び法第五十七条の二第一項の規定による通知に関する事項。</p> <p>三二 リスクアセスメントの実施に関する事項。</p> <p>三三 第五百七十七条の二第一項及び第二項の措置その他法第五十七条の三第二項の措置の内容及びその実施に関する事項。</p> <p>三四 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関する事項。</p> <p>五四 第三十四条の二の八第一項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関する事項。</p> <p>五六 第五百七十七条の二第一項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関する事項。</p> <p>七一 第一号から第四号までの事項の管理を実施するに当たつての労働者に対する必要な教育に関する事項。</p> <p>2 事業者は、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行なう事業場(前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場を除く。)に、化学物質管理者を兼任し、その者に当該事業場における表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させなければならぬ。ただし、表示等及び教育管理を、当該事業場以外の事業場(以下この条において「他の事業場」という。)において行っている場合には、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。</p> <p>3 前二項の規定による化学物質管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から十四日内に選任すること。</p> <p>二 次に掲げる事業場の区分に応じ、それに掲げる者の中から選任するところ。</p> <p>イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場 厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>ロ イに掲げる事業場以外の事業場 イに定める者のほか、新らられる者</p> <p>4 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対して、第一項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えないなければならない。</p> <p>5 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に同知させなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 安全衛生管理体制</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第四節～第八節 (略)</p> <p>第二章の二～第十章 (略)</p> <p>第二編～第四編 (略)</p> <p>(新設)</p>

